

「介護福祉経営士」資格認定制度に関する規程

(総則)

第1条 この規程は、介護福祉事業の経営を担う人材の育成及びその資質の向上を図ることを目的として、本会が定款第4条第1項及び同条第2項に基づき実施する「介護福祉経営士」に係る資格認定制度に関して、必要な事項を定めるものである。

(制度)

第2条 本会は、介護福祉事業の経営に必要な知識及び技能について「介護福祉経営士」資格認定試験を行う。

2 本会は、「介護福祉経営士」資格認定試験に合格した者に合格証明書を交付し、合格者名簿に登録する。

3 本規程第8条第1項の規定により「介護福祉経営士」資格認定登録を終了した者は、本会会員規程第2条第1号に定める個人正会員として入会しなければならない。

(認定区分)

第3条 認定区分は次の通りとする。

(1)介護福祉経営士2級

(2)介護福祉経営士1級

(称号)

第4条 本規程第8条第1項に定める「認定登録番号付認定証」の交付を受けた者は、「介護福祉経営士」と呼称することができる。

(試験)

第5条 「介護福祉経営士」資格認定試験を実施する期日及び出願手続き等は、理事会が別に定め発表する。

(資格認定試験の範囲)

第6条 資格認定試験の範囲は、別表の通りとする。

(受験資格)

第7条 認定区分別の受験資格は次の通りとする。

(1)介護福祉経営士 2 級

ア. 成年被後見人および被保佐人でない者。

(2)介護福祉経営士 1 級

ア. 介護福祉経営士 2 級の認定を受けた者。

(認定・登録)

第8条 本会は、「介護福祉経営士 2 級」資格認定試験合格者名簿に登録した者の申請に基づき、入会登録審査を行い、理事会で入会を承認した者に対して「認定登録番号付認定証」を交付し認定する。

2 前項の認定を受けた者は、3年ごとに認定・登録を更新しなければならない。

3 次の各号の一に該当する者は登録しない。また、登録者が次の各号の一に該当するに至った場合は認定を取り消すものとする。

(1)資格認定試験合格後または更新期限(3年)経過後、さらに6か月を経過した者。

(2)入会登録申請書及び入会登録申請添付資料に不正がある場合。

(3)その他、本会会員規程第6条第1項の各号に該当する場合。

4 登録料及び登録更新料は別に定める。

(登録の変更)

第9条 「介護福祉経営士 2 級」の認定を受けた者が、「介護福祉経営士 1 級」資格認定試験に合格した場合、申請に基づく審査を経て上級資格へ認定登録を変更できる。

2 前項の規定による手続きを経た者は、原則、「介護福祉経営士 2 級」の認定登録を失効する。

附 則

1. 本規程は、平成 25 年 4 月 1 日より施行する。

【別表】

資格認定試験の試験範囲（出題科目）

認定区分	試験範囲
介護福祉経営士 2 級	<ul style="list-style-type: none">■ 介護福祉経営学 基礎 I 介護福祉政策概論、介護福祉経営史、介護福祉関連法規、介護福祉の仕組み、高齢者介護と介護技術の進歩、介護福祉倫理学■ 介護福祉経営学 基礎 II 医療を知る、介護報酬制度／介護報酬請求事務、介護福祉産業論、多様化する介護福祉サービス
介護福祉経営士 1 級	<ul style="list-style-type: none">■ 介護福祉経営学 実践 I 介護福祉経営概論、介護福祉コミュニケーション、事務管理／人事・労務管理、介護福祉財務会計■ 介護福祉経営学 実践 II 組織構築・運営、介護福祉マーケティングと経営戦略、介護福祉 IT システム、リハビリテーション・マネジメント、医療・介護福祉連携とチーム介護、介護事故と安全管理、リーダーシップとメンバーシップ、モチベーション

※ 「介護福祉経営士 1 級」は資格認定試験を合格後、本会または本会の認定する研修施設において実施する「介護福祉経営士実践研修」を修了することを認定登録審査の要件とする。